

学校保健関係

令和 7 年 5 月
初等中等教育局 健康教育・食育課
保健指導係、保健管理係、がん教育推進係



1. 学校保健関連予算事業



現状・課題

養護教諭

- 複雑化・多様化する現代的健康課題への対応（生活習慣の乱れ、感染症の感染拡大、メンタルヘルスの問題、いじめ・不登校・貧困等を背景とした心身の不調、ICT環境の変化などに伴う問題）
- 新型コロナウイルス感染症を契機とした養護教諭に求められる役割の変容・増大（健康観察、健康相談、保健指導などの対応の充実）
- このような中、児童生徒等への支援のみならず、学校の衛生環境等の管理や関係機関との連携など様々な業務を並行して行わなければならない

- 多くの学校で養護教諭は一人配置であるため、多種多様な健康課題を抱える児童生徒等への継続した支援や、最新の医学・心理・福祉等の必要な知識や技能の更新が困難

栄養教諭

- 肥満や、やせ傾向、食物アレルギー等の多様な健康課題を有する児童生徒への個別相談指導の必要性の増大
- 食料安全保障、環境と調和のとれた食料システムなど、食を取り巻く現代的な課題に対応する指導を行うための体制充実、資質・能力の向上が必要
- 衛生管理等の通常業務に加え、食材の安定した調達や、昨今の物価高騰等の時勢を踏まえた対応が求められるなど、栄養教諭が担う業務が煩雑化している

- 栄養教諭は、複数校を兼務しているケースが多く、学校への配置数が相対的に少ないため、各学校に在籍している多様な課題を抱える生徒へのきめ細かな対応が困難。

事業内容

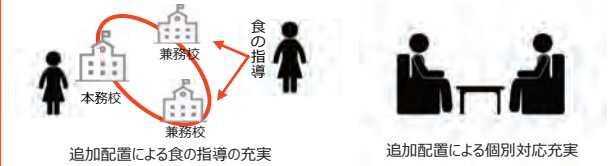
養護教諭の派遣による繁忙期や大規模校等における業務支援

- 域内にある大規模校のうち、養護教諭の配置が一人である学校に養護教諭を派遣し、二人配置にする。
- 健康診断の時期に、週2～3日、養護教諭を派遣したり、学校行事の時や年度末に養護教諭を派遣したりするなど、繁忙期の業務支援を行う。



栄養教諭の派遣による食の指導の充実、個別対応充実

- 複数校の兼務等により十分に食の指導が行き届いていない学校への派遣による食の指導の充実、個別の対応が必要な児童生徒が多い学校に追加の栄養教諭を派遣し、食の指導の充実を図る。



子供の心身の健康を担う養護教諭や栄養教諭の業務体制の強化や時代に即した資質能力の向上を図る

アウトプット（活動目標）

都道府県・指定都市が実施する養護教諭・栄養教諭の資格を有する者を学校に派遣し、繁忙期の業務支援や食の指導の充実等を図る

短期アウトカム（成果目標）

複雑化・多様化する現代的健康課題を抱える児童生徒等への対応の充実、養護教諭・栄養教諭の資質能力の向上

長期アウトカム（成果目標）

養護教諭・栄養教諭に相談しやすい環境の整備

事業実施期間 令和5年度～

＜実施主体＞ 都道府県又は指定都市教育委員会
＜補助率＞ 派遣に係る経費の3分の1を補助

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課) 3

学校保健・食育推進体制支援事業の活用例

◆ 子供の心身の健康を担う養護教諭・栄養教諭の業務支援の充実を図るため、**養護教諭・栄養教諭の免許状を有する者（※）を学校へ派遣（※）**し、①**繁忙期や大規模校における業務支援**や、②経験の浅い養護教諭・栄養教諭への**指導・助言や研修機会の確保**などを行う。

※栄養士又は管理栄養士の免許を有する者、養護助教諭としての勤務経験を有する者を含む。いずれも現在、養護教諭・栄養教諭等として勤務していない者。

※派遣の頻度・期間については、年間を通じて週5日フルタイムで配置したり、週2日派遣したり、特定の期間のみ派遣したりするなど、様々な対応が可能。

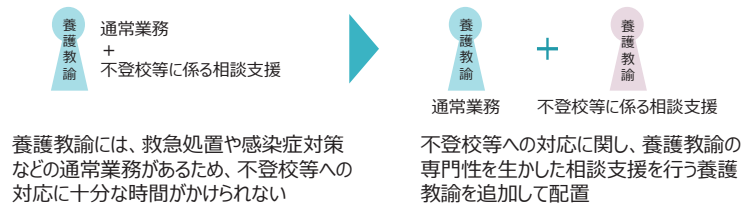
【活用例1】養護教諭の複数配置に活用

- 域内にある大規模校のうち、養護教諭の配置が一人である学校に養護教諭を派遣し、二人配置にする。
- 健康診断の時期に、週2～3日、養護教諭を派遣したり、学校行事の時や年度末に養護教諭を派遣したりするなど、繁忙期の業務支援を行う。



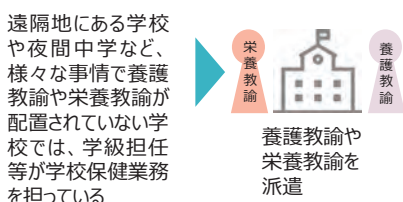
【活用例2】不登校等に係る児童生徒の相談支援に活用

- 学びの多様化学校(分教室型を含む)や校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)がある学校等に、通常業務を行う養護教諭に加えて、不登校の未然防止や不登校児童生徒の心身の健康について主として対応する養護教諭を配置する。



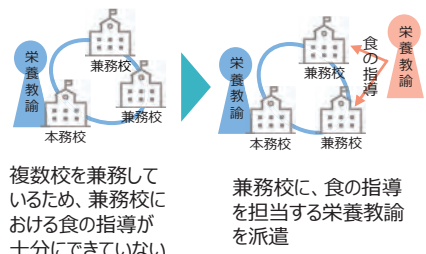
【活用例3】学校保健体制の強化に活用

- 学校保健体制に課題のある学校に、養護教諭や栄養教諭を派遣し、各学校の体制を強化する。



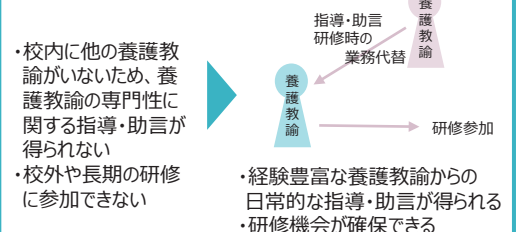
【活用例4】食の指導の充実に活用

- 本務栄養教諭が配置されていない学校に、栄養教諭を派遣し、食の指導の充実を図る。



【活用例5】若手養護教諭の資質能力向上に活用

- 若手養護教諭が配置されている学校に、経験豊富な養護教諭を派遣し、日常的な指導・助言や研修時の業務代替を行う。



心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業

令和7年度予算額

29百万円

(新規)



現状・課題

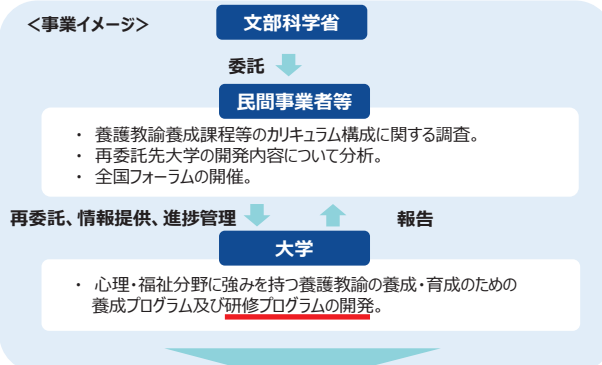
- 不登校児童生徒をはじめ、様々な困難を抱える児童生徒に対して、教師や学校医、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携しながらチームで対応する必要がある中、**日常的に子供に関わっている養護教諭の重要性は年々増加**。
- 児童生徒の心身の健康課題が多様化・複雑化する中で、養護教諭は、主として保健室において、教諭とは異なる専門性に基づき、健康面の指導だけでなく生徒指導面でも大きな役割を担っており、状況によっては、**カウンセリングを行ったり福祉につながったりすることも想定されるところ、養護教諭の更なる資質能力の向上に取り組んでいくことが求められている**。
- このような中、養護教諭の養成課程では、カウンセリングに関する基礎的な知識を含む教育相談理論及び方法を学ぶこととされているが、**問題を解決していくためには、心理面や福祉面に専門性を持った養護教諭の養成が必要**である。このため、養護教諭の養成課程を有する大学のうち、心理系学部又は福祉系学部を有する大学等において、養護教諭に求められるスキルを身につけるためのカリキュラムや大学や教育委員会が実施する現職養護教諭向けの研修プログラムの開発を行い、他の大学へ普及していくことで、心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成を目指す。

事業内容

事業実施期間 令和7年度

- 養護教諭養成課程を有する、教育系学部、心理系学部、福祉系学部の大学のカリキュラム構成等に関する実態調査。
- 各大学の実績を活かし、心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成プログラムや**研修プログラムを開発**。
- 再委託先大学への指導助言及び各大学が開発したプログラムの内容について分析。
- 開発したプログラムの普及、関係大学の情報共有の場として全国フォーラム開催。

<事業イメージ>



- 養護教諭養成課程を有する、教育系学部、心理系学部、福祉系学部の大学等において**心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成を促進**。
- 教育委員会等における**心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭育成のための研修の促進**。

アウトプット（活動目標）

心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭養成・育成のためのプログラム開発を行った大学数

短期アウトカム（成果目標）

心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭養成のためのカリキュラム改善を実施した大学の増加及び育成のための研修を実施した教育委員会の増加

長期アウトカム（成果目標）

心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の増加

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

5

外部講師を活用したがん教育等現代的な健康課題理解増進事業

令和7年度予算額

48百万円

(前年度予算額

44百万円)



背景・課題

背景

- 第4期がん対策推進基本計画では、「国は、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、地域のがん治療を担う医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん治療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、**がん教育が実施されるよう、必要な支援を行う**。」とされている。
- 社会環境や生活環境の急激な変化は児童生徒の心身の健康に大きな影響を与え、生活習慣の乱れ、むし歯や歯肉炎の増加、心の健康など健康課題は多様化・複雑化しており、児童生徒が、自らの健康を適切に管理し改善していく力を育成することが、これまで以上に求められている。
- 疾病構造の変化や、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化していく中で、**様々な病気を抱える人々への共感的な理解を深めるとともに、共に生きる社会づくりに向けて、献血への理解など社会に貢献する意欲や態度を養うことが求められている**。

- ① **がん教育の全国への普及が必要**
地域によってがん教育の取組状況に差があることから、各地域の取組の成果を全国へ普及し、がん教育を一層推進する必要がある。
- ② **がん教育等現代的な健康課題の理解増進に向け、外部講師の活用を促進が必要**
がん教育をはじめ、病気の予防や歯や口の健康づくり、病気や患者への共感的な理解、献血への理解など、児童生徒が共感的に理解し、自身の行動の変容につなげられるよう、より効果的な指導を行う必要がある。
そのために、医師等の専門家や患者・経験者の外部講師としての活用が必要であるが、学校が外部講師を活用するための体制が十分整備されていない。

事業内容

事業実施期間 平成26年度～

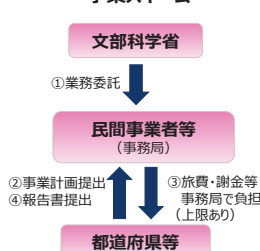
1. 学習指導要領に対応したがん教育の成果等の普及

学習指導要領に対応したがん教育について、教員や外部講師の資質能力の向上を図るとともに、教育委員会等における課題の共有と先進的な取組の紹介等を行い、全国への普及を図る。

- 公立以外の国・私立学校を対象とした**がん教育シンポジウムの開催**
- 教員・外部講師に対する実践的な**がん教育研修会の実施**等

2. がん教育等現代的な健康課題の理解増進に向けた外部講師を活用した教育活動の実施

事業スキーム



【地域の実情に応じて実施する教育活動のメニュー】

- ① がんや生活習慣病（歯周病等）、心の健康等に関する学習を通じて、**自身の生活行動を改善する力を育む**。
- ② がんや難病、てんかん、摂食障害、ギャンブル等依存症など、様々な病気を抱える人々への**共感的な理解を深めるとともに、そうした人々と共に生きる社会づくりに向けて、献血への理解など社会に貢献する意欲や態度を養う**。

都道府県等における取組

- ・ 各学校における外部講師を活用した教育活動の実施
- ・ 教員や外部講師を対象とした研修会
- ・ 専門家や患者・経験者と連携した教材等の作成・配布
- ・ 外部講師名簿の作成、活用体制の整備

委託先委託費

民間事業者等（1団体）47百万円

委託対象経費

諸謝金、旅費、借料、印刷製本費、消耗品費等

アウトプット（活動目標）

各自治体において、地域の実情に応じたがん教育の取組の充実を図る。

短期アウトカム（成果目標）

学校において、がん教育の取組の充実のため、外部講師の活用が促進される。

長期アウトカム（成果目標）

がん教育を通じて、児童生徒が、生涯にわたり健康を保持増進するための意識を醸成する。

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

6

趣旨・背景

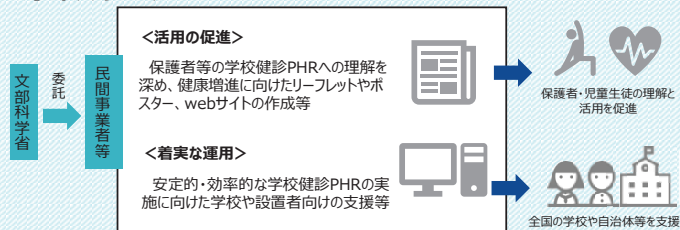
- 生涯にわたる個人の健康等情報（健康診断結果や服薬履歴等）を電子記録として本人や家族が正確に把握し、もって個人の日常生活習慣の改善等に役立てるため、**政府全体でPHR（Personal Health Record）を推進する方針**
- 学校健康診断（学校健診）についても、マイナポータルを通じて健診結果を本人や保護者が電子的に把握できる仕組みの構築が必要
- 「データヘルス改革に関する工程表」に則り、**令和6年度中に本格実施を開始し、取組を着実に推進**

事業内容

学校健康診断PHRの活用の促進・着実な運用

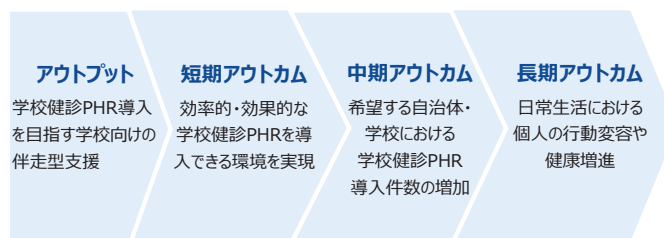
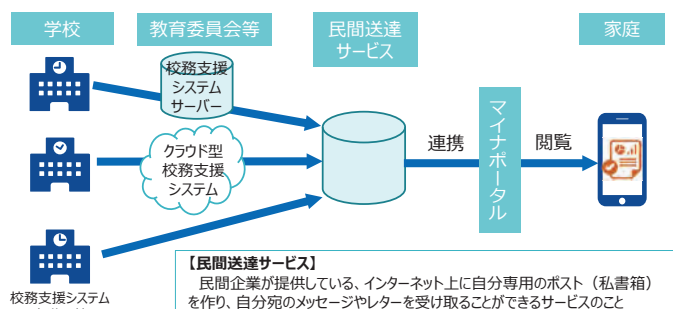
- 保護者や児童生徒が**学校健診PHRを理解し、健康の保持増進に役立てられるよう促進**するために、**PHRの趣旨や活用方法について周知するためのリーフレット、ポスター、webサイトの作成等を行う**
- 各学校における**学校健診PHRの安定的・効率的な実施**に向け、運用等に係る相談対応のための**ヘルプデスクの設置や、校務支援システム改修等に係る経費支援等**により、学校や設置者の取組を支援

＜事業スキーム＞



箇所数・単価	1団体 225百万円	委託先	民間事業者等	委託対象経費	人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、雑役務費 等	事業実施期間	令和3年度～
--------	------------	-----	--------	--------	-------------------------	--------	--------

学校健診PHR実施イメージ



(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

学校健診PHRに関するマニュアルについて

学校健診PHR導入マニュアル(令和6年3月)

【本体】

https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_6.pdf

(参考資料)

https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_7.pdf

https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_8.pdf

【概要版】

https://www.mext.go.jp/content/20240327-mxt_kenshoku-000019517_10.pdf

目次

1. 学校健診PHRとは	1
2. 学校健診PHR導入のメリット	2
3. 学校健診PHRの全体像	3
4. 学校設置者（自治体等）が行うこと	4
5. 学校（教職員）が行うこと	5
6. 児童生徒等や保護者が行うこと	6
7. 学校及び児童生徒等や保護者が行うこと（まとめ）	7

4. 学校設置者（自治体等）が行うこと

- 学校健診PHR（導入）する際、学校設置者（教育委員会等）が行うことは、以下の3点です。
- 民間送達サービス（e-私書箱、MyPost）と契約する
民間送達サービスは自治体や民間事業者から導入し、自治体や民間事業者から送付されるメールや文書を、インターネット上で受け取るサービスです。
 - 統合型校務支援システムと民間送達サービスを連携する環境を作る
統合型校務支援システムに接続した児童生徒等の学校健康診断結果情報、e-私書箱と連携して民間送達サービスに送付する。統合型校務支援システムをインターネットに接続する方法は、学校や学校設置者によって異なるため、ネットワーク管理者等に相談し、適切な方法を決めます。
 - 導入後の担当教職員に研修を行う
学校健康診断結果情報等を閲覧する対象は、学校健康診断システムの運用方法などの研修です。

2. 学校健診PHR導入のメリット

- 統合型校務支援システム等に入力したデータを連携送信可能です
健康ノートにe-私書箱や、統合型校務支援システム等からの情報は、可能です。
- 児童生徒等は健康情報を迅速にわたって自分で管理ができます
自分の健康情報や、学校健康診断結果、国の地方自治体情報、特定健康診査など、様々な健康関連情報を迅速にわたって記録・活用することができます。
- 健康教育への活用が期待されます
全ての児童生徒等の健康情報を活用し、学校や地域で健康に関する活動を行うことが期待されます。
- 医療従事者等と相談しながら、自身の健康増進等に活用できます
学校健康診断結果情報や、学校健康診断結果情報、国の地方自治体情報、特定健康診査など、様々な健康関連情報を迅速にわたって記録・活用することができます。
- 家庭では子供の成長記録を家族と共有できます
自宅に設置しているパソコンやタブレットに転送して管理できるため、美しく、簡単に管理することができます。

現状・課題

- 学校の健康診断における、より正確な脊柱側弯症検診の導入は、喫緊の課題である。
※成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）等
- 脊柱の検査については、現在、一部の教育委員会では、より正確で早期発見に資する専用の検査機器を用いた検査が導入されているが、多くは視触診による検査が行われている。
- 検査機器未導入教育委員会の多くは、「視触診における検診で満足いく結果が得られている」と回答しているほか、「そもそも何のことが全くわからない」といった回答も見られる。
- このため、教育行政関係者や教職員等に対して、検査機器を用いた脊柱の検査の意義や脊柱側弯症等の喫緊の疾病の課題について、広く理解を進めることが必要である。

検査機器を用いた脊柱側弯症検診の児童生徒等へのメリット

- 客観的根拠に基づく、より正確で、均質な検査の提供
- デジタルデータによる経年比較
- 早期発見・治療による負担軽減 などの効果が見込まれている。



今後の導入予定がない理由（N = 827 教育委員会）※複数回答あり



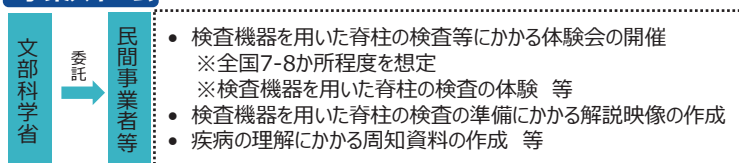
出典：令和4年度脊柱側弯症検診に関する調査研究事業報告書

事業内容

脊柱の検査の意義や脊柱側弯症等の疾病への理解等が教育現場において着実に進むよう、教育行政関係者や教職員等を対象に、検査機器を用いた脊柱の検査等にかかる体験会の開催・周知資料の作成等を行う。

委託先	民間事業者等（1社）
委託費	500万円
委託対象経費	諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費 等

事業スキーム



アウトプット（活動目標）

- ・検査機器を用いた脊柱の検査等にかかる体験会の開催
- ・喫緊の疾病の理解にかかる周知資料の作成

短期アウトカム（成果目標）

- ・検査機器を用いた脊柱の検査を実施する自治体（R4年度139）の増加
- ・児童生徒の喫緊の疾病の課題への理解

長期アウトカム（成果目標）

- ・検査機器を用いた脊柱の検査等の実施により、早期発見・早期受診が促進されることを通じた、児童生徒の学校生活における安全・安心の確保

（担当：初等中等教育局健康教育・食育課）

9

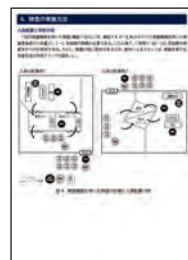
検査機器を用いた脊柱の検査の準備の手引き

検査機器を用いた脊柱の検査の準備の実際等について、令和4年度及び令和5年度において、「脊柱側弯症検診に関する調査研究事業」を実施し、各地域で検査機器の導入を既に決めた際、教育委員会の担当者や学校の教員などの参考となるよう、「検査機器を用いた脊柱の検査の準備の手引き」を作成した。



<主な掲載内容>

1. 脊柱側弯症及び検査機器を用いた脊柱の検査について
 - ・脊柱側弯症とは
 - ・検査機器を用いた脊柱の検査とは
 - ・検査機器について
 - ・検査機器を用いた検査の対象となりうる児童生徒
2. 検査実施に至るまでの流れ
 - ・検査機器を用いた検査の全体の流れ
3. 検査の実施会場と必要物品
 - ・検査機器を用いた検査の実施会場
 - ・検査機器を用いた検査の実施会場に必要な要件
 - ・必要な物品の準備
4. 検査の実施方法
 - ・人員配置と役割分担
 - ・検査機器を用いた検査に要する時間
 - ・服装及び更衣時の注意事項
 - ・個別対応が必要な児童生徒の情報共有
5. 検査実施後の流れ
 - ・専門医療機関受診への誘導



2. 心の健康



心の健康ハンドブック



事務連絡
令和6年3月28日

各都道府県教育委員会学校保健担当課・生徒指導担当課
各指定都市教育委員会学校保健担当課・生徒指導担当課
各都道府県私立学校主幹部課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「心の健康ハンドブック」を活用した心の健康の保持増進に向けた取組の推進について

児童生徒が生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るためには、身体だけでなく、心の健康も含め、自身の健康を管理し改善する力を身に付けることが重要であるとともに、不登校や自殺などの要因になり得る健康課題として、健康観察や健康相談、保健指導等において、教員等が児童生徒の心の健康を把握し支援することが求められています。

保健教育においては、心の健康について、小・中・高等学校等を通じて、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科を中心に系統性をもって指導されているところですが、児童生徒が学習したことを日々の生活に生かしたり、学級担任や養護教諭等が必要に応じて継続的に指導したりすることができるよう、日本学校保健会を通じて、「心の健康ハンドブック」を作成しました。

本啓発資料は、児童生徒が自分の心の状態に気づき、心の状態に影響する要因に目を向け、自分に合った方法で適切に対処することができるよう、チェックシートや様々な対処法、相談窓口等について掲載しており、体育科・保健体育科における指導において活用するほか、特別活動や朝の会・帰りの会をはじめ、健康観察、健康相談、保健指導など、学校の教育活動の様々な場面で活用いただけます。(主として小学校での活用を念頭に作成していますが、中学校においても活用いただけます。また、日本学校保健会ホームページの学校保健ポータルサイト (<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/271>) にて、編集可能な電子媒体を掲載していますので、1人1台端末で使用したり、児童生徒の実情や活用目的に応じて内容を変更したりすることが可能です。(特に、相談窓口を周知する際には、地域の相談窓口を追記して御活用ください。)

ついでに、本啓発資料を活用するなどして、児童生徒の心の健康の保持増進に向けて、取り組んでいただきますようお願いいたします。その際、ポータルサイトなど児童生徒が平日頃からアクセスする頻度の高いウェブサイトにリンクを掲載するなど、継続的な周知に御協力くださいますようお願いいたします。



心の健康ハンドブック | 令和5年度 | 日本学校保健会
刊行物 | 学校保健ポータルサイト ([gakkohoken.jp](https://www.gakkohoken.jp))

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/271> : 12

オンライン健康相談により、生徒一人一人のSOSをキャッチ！



POINT

ICTを活用した健康相談により、学級閉鎖等の生徒が登校しない期間においても、健康観察と合わせて生徒の心身の健康状態を迅速に把握し、収集したデータから生徒のSOSに気づき、遠隔で生徒一人一人の心のケアを行った。

取組の背景・目的

新型コロナウイルス感染症の流行により、社会全体はもとより、家庭や学校も含め、子供を取り巻く環境が大きく変化したことから、生徒の心身にも様々な影響が及ぶことが危惧された。

そこで、休校等で生徒が登校しない期間も生徒の心身の健康状態を把握するため、全校生徒を対象にICTを活用した健康観察を実施し、その中から必要に応じて個別の健康相談やビデオ会議システムを用いた面談を実施することとした。

取組の様子

ICTを活用した健康相談

学級閉鎖等のやむを得ず生徒が登校できない期間に、毎日の健康観察と合わせてWebのアンケートフォームで健康相談も受け付けた。養護教諭は、質問項目に対して気になる回答をしてきた生徒一人一人に、返信する形で相談に応じた。また、普段から生活の様子が気になる生徒には、生徒からの訴えがなくてもコメントを送った。さらに、必要に応じて、返信をするだけでなく、必要に応じて、生徒の登校時にも声を掛けるようにした。

また、これまでも学期に1回を目安に生徒のストレスチェックを実施し、気になる生徒には、養護教諭やスクールカウンセラーとの面談を行ってきたが、生徒に1人1台のタブレット端末が貸与されてからは、Webのアンケートフォームを活用したストレスチェックを行い、日々のストレス状態を把握しつつ、日常的な健康相談を実施した。

ビデオ会議システムを用いた面談

学級閉鎖のように生徒が登校できない時にも、タブレット端末を活用して、ビデオ会議システムを用いた面談を実施した。ビデオ会議システムを用いることで、電話やメールよりも生徒の表情を見ながら面談を実施できるので、対面に近い形でやり取りすることが可能になった。

また、ICTを活用することで、普段から欠席しがちな生徒やカウンセリングを受けている生徒に、継続した支援をすることができた。



「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議 議論の取りまとめ」
「（別添2）ICT活用に関する事例について」より抜粋

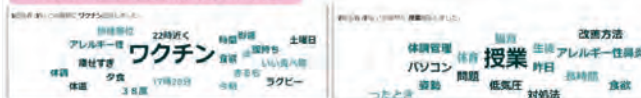
ICTの活用による成果

活用成果1 AIによるテキストマイニング(*)を活用し、生徒の実態をつかむ

Webのアンケートフォームを活用した健康相談では、生徒から寄せられた相談内容をデータで管理しているため、AIによるテキストマイニングを実施できる。さらに、この機能を活用することで、生徒からどんな内容の相談が多く寄せられているか、相談の特徴を可視化することもでき、管理職や学級担任をはじめとする教職員と迅速に情報共有をすることも可能である。また、データで管理しているため、毎学期行っているストレスチェックでは、前回のデータと比較した生徒の変容から、支援の手立てを考えることにも役立っている。

(※)テキストマイニングとは、大量のテキストデータを解析し、データの特徴を抽出する分析方法。

テキストマイニングで可視化した生徒の声



活用成果2 “手軽さ”が“相談しやすさ”につながった

実際に生徒から寄せられた相談と利用した感想

対面で話すのもとてもいいですが、私は話すのが上手ではないので、言おうと思っていたことを忘れてしまう時や、いろいろ相談したいことがあるのに、話す時間がない時もあります。そういう時に、PCを利用して文章を打ち込む形で相談できてよかったです。

Webのアンケートフォームを活用した健康相談を利用した生徒からは、「相談しやすくて、使いやすかった」「や「ちょっとしたお話ができ嬉しかった」等の感想が寄せられ、生徒達にとっては、使い慣れているデジタル端末を用いた“手軽さ”が“相談しやすさ”につながっていることが分かった。また、対面で話すのが苦手な生徒にとっても、こうしたツールを用いることで、自分の気持ちを伝えられる機会となった。

ICTを活用した健康相談で、普段はほとんど保健室を利用しない生徒とのやり取りも生まれ、生徒理解を深めるきっかけとなった。また、欠席しがちな生徒にも継続した支援ができた。生徒がやむを得ず登校できない時にも、遠隔で生徒一人一人の心に寄り添い、心のケアをしたりすることができた。

今後の展開に対する期待（協力者会議）

- GIGAスクール構想による1人1台端末環境の実現とICTを活用した取組の実践から、養護教諭の業務負担の軽減はもとより、生徒理解を深め、迅速な情報共有や生徒対応に生かすことができている。また、対面で話すことが苦手な生徒もいるため、ICTを活用することで生徒にとっても選択肢が増え、個々のニーズに応じた対応ができるようになると思われる。さらに、登校できない生徒に対しても、継続して、必要な支援を絶やさず行うことができるものと考えられる。
- 今後は、バーチャル保健室等を開設し、アバターを作成して顔を出さずにオンライン上で相談等を行うこともできるようにするなど、更なるICTの活用による健康相談の充実が図られることも期待される。

3. 女性の健康



「月経の正しい理解とその対応」を活用した月経や月経に伴う身体や心の症状に係る理解の推進について」（令和7年5月15日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）別紙

別紙

「月経の正しい理解とその対応」を活用した月経や月経に伴う身体や心の症状に係る理解の推進について

思春期の女子の月経異常等を早期に見出し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒の健全な成長の観点から重要であり、月経に関する悩みに対しては、学校保健関係者が、個々の発達や関心のレベルに合わせて指導するなど、産婦人科医への相談も含め対応している状況にあります。

このような中、月経随伴症状等の女性の健康については、児童生徒をはじめ、誰もが分かりやすい情報の充実、月経など体の悩みを気兼ねなく産婦人科医等に相談できる環境の整備、学校関係者の理解の促進等が求められています。

そこで、児童生徒や学校関係者が、月経の仕組み、月経に関連する諸症状、その対応等を正しく理解できる冊子を、公益財団法人日本学校保健会を通じて作成しました。

この冊子は、主に中学生・高校生を対象としています。様々な場面で本冊子を活用し、児童生徒が月経に関する正しい知識を身に付け、症状や対処方法を理解し、適切な行動がとれるよう取組をお願いします。

また、以下のWEBサイトにも掲載している「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について」（令和3年12月13日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において、児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について適切に対応いただくようお願いしているところですが、改めて当該事務連絡も参考にさせていただきをお願いします。

（文部科学省WEBサイト）

○女性の健康

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/mext_02466.html

・月経の正しい理解とその対応

・「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について」（令和3年12月13日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）



出典：月経の正しい理解とその対応（令和7年3月 日本学校保健会）

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R060050/page.pdf

15

「内閣府が実施する女性の相談支援及び子供の居場所づくり等に係る交付金（地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金）の活用促進について（周知）」（令和3年4月14日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）抜粋

地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金の活用促進について、内閣府より各都道府県の担当へ周知していますので、その内容をお知らせします。教育機関における連携についてもご検討ください。

事務連絡
令和3年4月14日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県私立学校主幹課
附属学校を置く各都道府県立学校主幹課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

内閣府が実施する女性の相談支援及び子供の居場所づくり等に係る交付金（地域女性活躍推進交付金及び地域子供の未来応援交付金）の活用促進について（周知）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、内閣府では望まない妊娠・孤立不安を抱える女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対する支援を行うため「地域女性活躍推進交付金」を実施していますが、今回、補助率の引き上げや女性の相談支援等に係る追加措置等が行われ、添付の事務連絡（別添資料1）により、各都道府県を通じて市町村へ周知されています。

また、多様な複合的な困難を抱える子供たちに対し、地方公共団体がニーズに応じた支援を適切に行うための取組を支援するため「地域子供の未来応援交付金」にも取り組んでいますが、同様に補助率の引き上げ等が行われ、添付の事務連絡（別添資料2）により、各都道府県を通じて市町村へ周知されています。

これらの事業を活用して、女性や子供たちに対し、必要な支援を行うためには関係する機関や団体の連携が重要です。

各学校や学校設置者におかれは、当該事業の趣旨をご理解いただき、下記に留意の上、ご対応いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれは所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び市内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主幹課におかれは所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれは所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようにお願いします。

1. 事業の実施者や関係部局等との連携について

「地域女性活躍推進交付金」事業は地方公共団体が行うNPO法人等を活用した女性の相談支援等の取組を支援するものであり（別添資料1参照）、当該NPO法人等の取組として児童生徒等を対象に含めて実施する場合などについては、学校や学校設置者との連携が重要となること。

また、子供の居場所づくりなどを支援する「地域子供の未来応援交付金（つながりの場づくり緊急支援事業）」事業は地方公共団体がNPO法人等への委託を通じて子供食堂や学習支援などの子供の居場所づくりを支援するものであり（別添資料2参照）、子供たちに必要な支援が適切に行われるよう学校や学校設置者をはじめ関係機関の連携が重要となること。

学校や学校設置者におかれは、女性の相談支援や子供の居場所づくりに関するこれらの事業について、当該事業の実施者と連携し、支援を必要とする児童生徒への適切な情報提供にご協力いただきたいこと。また、当該事業の実施者等から依頼があった際は、例えば、学校において当該NPO法人等が相談窓口の周知や必要な情報提供とあわせて保健室等で生理用品等の生活必需品を提供する場合など、積極的にご協力いただきたいこと。その際、生理用品を必要としていることを言い出しにくい児童生徒にも配慮し、事前に当該事業の趣旨や提供場所等を児童生徒へ周知するとともに、保健室等の手に入りやすい場所に設置したり、提供場所を保健室のほかには設置したりするなど、必要とする児童生徒が安心して入手出来るよう、提供方法や配置場所等の工夫などを検討いただきたいこと。

加えて、これらの交付金に基づく事業の実施を機に、地方自治体における社会福祉担当部局や男女共同参画担当部局等の関係部局と連携し、児童生徒が抱える不安や困難に応じた適切な支援が受けられるよう、必要な対応についても併せて検討いただきたいこと。

2. 学校における相談体制について

「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和2年2月19日文部科学省事務次官通知）で示しているとおり、各学校においては学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援など、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。特にコロナ禍における児童生徒の心身の影響を考慮し、日常的に相談できる体制を構築するなど、引き続き丁寧に対応いただきたいこと。

その際、生理用品等を自身で用意できない児童生徒への支援については、その背景にある要因にも着目し、保健室等に通常備えている生理用品を渡した場合に返却を求めないなどの対応とあわせて、適切な支援をお願いしたいこと。

以上

＜本件連絡先＞
文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課
保健指導係 03-5253-4111(内2918)

4. がん教育、薬物乱用防止教育、ギャンブル等依存症の予防



学校における「がん教育」の推進について

- ◆がん対策は、がん対策基本法のもと、第4期がん対策推進基本計画（令和5年度～令和10年度）に基づいて実施。
- ◆文部科学省においては、以下の対応を実施。
 - ・がん教育推進のための教材等の改訂・周知
 - ・地域の実情に応じたがん教育の取組を支援
 - ・全国でのがん教育の実施状況を調査
 - ・がん教育研修会・シンポジウムの実施
- ◆これまで、学校では、健康教育の一環としてがん教育に取り組んでいたところであるが、国の取組等を踏まえ教材等を活用しつつ、地域や学校の実情に応じて、外部講師を活用するなどして、学校におけるがん教育の一層の推進をお願いしたい。



各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
南 野 圭 史

学校における外部講師を活用したがん教育の推進について

我が国のがん対策については、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）により、総合的かつ計画的に推進しており、令和5年3月に第4期基本計画を閣議決定したところです。

第4期基本計画においては、第3期基本計画に引き続き、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、外部講師を活用しながら、がん教育が実施されることが求められています（別添1参照）。

現在、多くの都道府県・指定都市教育委員会において、がん教育の推進に関する協議会が設置されているほか、都道府県に設置されているがん対策に関する会議体などにおいても、がん教育の推進に関する検討が行われており、これらを通じて、外部講師の活用も含め、地域におけるがん教育の推進が図られているところです。

他方、令和4年度におけるがん教育の実施状況調査によると、がん専門医・学校医等の医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用してがん教育を実施した学校の割合は約11.4%であり、前年度に比べ増加しているものの、低い状況にあります（別添2参照）。

文部科学省においては、平成26年度より、外部講師を活用したがん教育の取組を支援する事業を実施しているほか、外部講師ががん教育を実施するに当たっての留意事項等を示したガイドラインを作成するなど、外部講師の活用促進に取り組んできたところですが、各地域において、より一層、外部講師の活用を促進いただくためには、都道府県の衛生主管部局、がん診療連携拠点病院等の医療機関、医師会、がん患者・経験者の団体等との組織的な連携・協力体制を構築することが重要となります。

このため、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、別紙を参考の上、衛生主管部局と連携して、がん教育の推進に関する協議会等を開催し、学校における外部講師を活用したがん教育の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、市区町村教育委員会におかれましては、地域・学校の実情を踏まえ、がん教育の推進に関する協議会等の開催に努めていただきますようお願いいたします。

なお、文部科学省においては、がん教育の推進に関する協議会の開催や外部講師の派遣等に係る経費を支援する事業を実施しているところですので、本事業の積極的な活用をお願いします（別添3参照）。また、文部科学省ホームページにて、授業で活用できる教材や各地域の取組事例の紹介等を行っていますので、御参考いただきますようお願いいたします（別添4参照）。

本件について、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会に対して周知いただきますようお願いいたします。

（参考：関連通知等）

- ・学校におけるがん教育への協力について（平成31年3月22日付け各都道府県・指定都市衛生主管部（局）がん対策主管課宛厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡）
- ・学校におけるがん教育への協力の推進について（令和2年4月24日付け2初健食第6号・健が発0424第1号各都道府県衛生主管部（局）がん対策主管課長・各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長宛文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長・厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）
- ・がん診療連携拠点病院等の整備について（令和4年8月1日付け健発0801第16号各都道府県知事宛厚生労働省健康局長通知）

都道府県・指定都市教育委員会において衛生主管部局と連携をして、がん教育の推進に関する協議会等を開催し、学校における外部講師を活用したがん教育の推進していただくようお願い。

19

がん教育推進のための教材（令和3年3月一部改訂）



【目次】	
1 がんという病気	2
2 国におけるがんの現状	3
3 がんの経過と様々ながんの種類	4
4 がんの予防	6
5 がんの早期発見とがん検診	8
6 がんの治療法	10
7 がんの治療における緩和ケア	12
8 がん患者の「生活の質」	13
9 がん患者への理解と共生	14
○小学生用教材案	15

学校においてがん教育を実施するにあたり効果的な指導が行えるよう、教材を作成。

「がん教育推進のための教材」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369992.htm



外部講師を活用したがん教育ガイドライン（令和3年3月一部改訂）



【目次】	
第1章 外部講師を活用したがん教育の必要性	2
1 がん教育の意義	2
2 がん教育の位置付け	4
3 普及啓発への教育委員会の役割	6
第2章 外部講師を活用したがん教育の進め方	9
1 がん教育の進め方の基本方針	9
2 がん教育実施上の手順（例）	10
3 がん教育実施上の留意点	11
(1) 実施形態	11
(2) 外部講師	11
(3) 配慮が必要な事項	12
4 依頼された外部講師のために	12
(1) 授業等へ参画する上での留意点	12
(2) 外部講師を活用したがん教育において配慮が必要な情報	12
(3) その他	13
【参考文献】	14
●資料 1 がん教育に必要な内容	14
●資料 2 学習指導要領及び学習指導要領解説における「がん」に関する記載部分	16
●資料 3 用語解説	23

学校において外部講師ががん教育を実施するにあたり、留意すべき事項等を示すものとしてガイドラインを作成。

「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm



20

がん教育推進のための教材 補助教材について（令和3年3月一部改訂）

小学校版

補助教材



本誌
※ねらい・授業進行方法
などを紹介しています。

映像教材

映像教材①
「がん博士の『がんについての基礎知識』」
がんについての知識を伝える。

映像教材②
「がんと生きる」
がん患者の思いや考えを伝える。
※2名のエピソードのうち、どちらか
選択してご使用ください。

ワークシート



ポスター枠（縦書き、横書き）

中学校・高等学校版

全9モジュール分の教材を用意しています。学校での授業のねらいに合わせて自由にアレンジしてご活用ください。

スライド教材



全9モジュール分のスライド
を用意しています。

補助教材



各モジュールのねらい・授業進行の
方法などを紹介しています。

映像教材（小学生向け）

オプション



小学生向けには映像教材を揃えています。
必要に応じてご活用ください。（詳細P.18）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1385781.htm

21

がん教育推進のための教材 映像教材について（令和6年3月）



NPO法人がんノート 代表理事
岸田 徹 さん

インタビュー動画1の活用例

導入 ・映像資料を視聴して、がん罹患後の治療や生活の状況などを知る。

展開① ・がんの種類や特徴について調べる。
・がんの原因にはどのようなものがあるか調べる。

展開② ・がん検診の普及、正しい情報の発信など社会的な対策を充実させるにはどうしたらよいか考える。

まとめ ・映像資料を振り返り、社会的な対策が必要であることを再確認する。

インタビュー動画視聴
調べ学習
グループの対話などの学習
本誌の振り返り



一般社団法人シンクパール 代表理事
難波 美智代 さん

インタビュー動画2の活用例

導入 ・がんの死亡率や罹患率のグラフなどを示し、我が国のがんの現状を知り、本誌のねらいを伝える。

展開①
(個別又は個人での調べ学習) ・がんを予防するための生活習慣について調べる。
(喫煙、飲酒、食事、運動、適正体重など)
・がんを予防するための感染対策について調べる。

展開② ・がんの予防について調べたことを全体で共有する。
(班や個人で調べた内容を全体で共有し話し合う。)

まとめ ・映像資料を振り返り、社会的な対策が必要であることを再確認する。

がんに関する資料の提示
インタビュー動画視聴
調べた内容の共有
本誌の振り返り

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/mext_02691.html

22

薬物乱用防止教育の推進について

- ◆「第六次薬物乱用防止五か年戦略（令和5年8月薬物乱用対策推進会議決定）」等を踏まえ、学校における薬物乱用防止教育を推進しているところ。
- ◆薬物乱用を未然に防止するためには、薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識させることが重要である。
- ◆薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は実施するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。
- ◆薬物乱用は全国どこにおいても、誰でも身近に起こり得る問題との認識をもち、生徒指導も含めた学校の教育活動全体を通じて薬物乱用の根絶に向けた指導の一層の充実に努めるようお願いしたい。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

23

5文科初第947号
令和5年8月9日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長
矢野和彦

薬物乱用防止教育の充実にについて（通知）

我が国の児童生徒等の薬物乱用防止対策は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定）」を踏まえ、薬物乱用防止に資する教育・予防啓発の一層の充実・強化を図るようお願いしているところである。

同戦略に基づき、関係府省庁の緊密な連携のもと、予防啓発活動等による国民の規範意識の醸成や取締り等を含めた総合的な対策の結果、我が国は諸外国と比較して、極めて低い薬物生涯経験率を誇り、薬物政策が功を奏していると言えます。特に第五次戦略中（平成30年～令和4年）における覚醒剤乱用検挙数は、減少の一途をたどり、令和4年には6,289人にまで減少しました。

しかしながら、大麻事犯の急激な増加等により、全薬物事犯の検挙人員を見ると、この10年間は1万4千人前後の横ばい状態であり、引き続き予断を許さない状況と言えます。大麻事犯については、近年増加傾向を示し、令和3年には検挙人員が5,783人と過去最多を更新、令和4年においても5,546人と前年に続く高い水準にあります。特に、30歳未満の検挙人員の割合が、大麻事犯全体の約69%を占めており、他の規制薬物に比べ若年層の割合が高いことが挙げられます。その背景として、インターネット等における「大麻には有害性がない」等の誤情報の流布や、諸外国における嗜好用大麻の合法化のような国際的な潮流が影響しており、大麻乱用防止の規範意識を向上させるためには、より一層の啓発活動の強化が求められています。

このような状況を踏まえ、このたび、薬物乱用対策推進会議では、別添のとおり、令和5年8月8日に「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を決定しました。

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」においては、第五次戦略に引き続き、児童生徒等の薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図るため、「青少年を中心とした広報・啓発を通じて国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」を目標の一つに掲げ、小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止に関する指導・教育内容の充実を図るとともに、大学等の学生に対する啓発活動の推進を図るなど、学校における薬物乱用防止教育を一層推進することを求めています。

ついでに、貴職におかれましては、このたびの「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、下記事項に留意するとともに、城内の市区町村教育委員会、管下の学校等の関係機関に対して本内容の周知を図り、青少年の薬物乱用防止に関するより一層の指導の徹底を図られたいようお願いいたします。

記

1. 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導を行うこと。
2. 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすいなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫を行うこと。その際、都道府県教育委員会等においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ること。
3. 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。その際、都道府県教育委員会においては、私立学校主管理課等と十分な連携を取り、私立学校主管理課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進すること。
4. 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等と連携し、学校等における薬物乱用防止教室の充実強化を図ること。なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や都道府県教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造いた深い指導的な教員の活用も考えられること。
5. 学校警察連絡協議会、研修、講演等を通じて、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行うなど、学校と警察等の関係機関との連携を一層強化すること。
6. 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること。その際、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「薬物乱用防止教室マニュアル」を参考にしつつ、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。
7. 大学等の学生等に対して、薬物乱用防止に関する啓発を推進するため、大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ学生等に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。その際、文部科学省が関係省庁と連携し作成・配布している「薬物のない学生生活のために」等の啓発用パンフレットの積極的な活用等により、指導・啓発の充実を図ること。

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、学校における薬物乱用防止教育の一層推進していただくようお願い。

24

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
南野圭史

「薬物乱用防止教室マニュアル」の活用を通じた学校における薬物乱用防止教育の推進について（通知）

小学校、中学校及び高等学校等においては、学習指導要領に基づき、体育科及び保健体育科を中心に、薬物乱用防止に関する指導が行われるとともに、薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師等薬剤師、学校医等医師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等を外部講師として活用して、薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止教育の充実に努めていただいているところです。

政府においては、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（令和5年8月8日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止を含め、総合的な対策を講じており、学校における薬物乱用防止教育については、「薬物乱用防止教育の充実について」（令和5年8月9日付け5文科初第947号初等中等教育局長通知）（別添1参照）を発出し、青少年の薬物乱用防止に関する一層の指導の徹底をお願いしています。

その中で、薬物乱用防止教室については、

- ・学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること
 - ・都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進すること
- としているところですが、その開催状況については、令和4年度は小学校段階で約75.5%、中学校段階で約86.0%、高等学校段階で約82.5%であり、各地域の開催率には依然として大きな差があります。（別添2参照）

また、令和5年中の少年の大麻事犯検挙人員は1,222人（前年比34.0%増）となり、過去最多となるとともに、若年者の一般用医薬品の過量服薬による健康被害が増加するなど、近年の子供を取り巻く薬物乱用に関わる現状は憂慮すべき状況にあります。

このため、文部科学省においては、日本学校保健会を通じて、「薬物乱用防止教室マニュアル」について、こうした子供を取り巻く薬物乱用に関わる現状を踏まえた改訂を行ったところです。

本マニュアルを参考に、外部講師と連携して、大麻事犯の増加や市販薬の過量服薬など、地域や学校、児童生徒の実情に応じた課題を取り上げながら、薬物乱用防止教室を開催し、児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性を理解し適切に行動できるよう、薬物乱用防止教育の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

（参考）

・喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm

・薬物乱用防止教室マニュアル＜令和5年度改訂＞

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/269>

※「薬物乱用防止教室マニュアル＜令和5年度改訂＞」の冊子については、日本学校保健会から各都道府県・市町村教育委員会及び各小・中・高等学校等に対して、各1冊、参考送付されています。

本件について、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

なお、附属学校を置く国立大学法人事務局に対しては、別途、同趣旨の通知を発出していることを申し添えます。



「薬物乱用防止教室マニュアル」の活用を通じた学校における薬物乱用防止教育の一層推進していただくようお願い。

「薬物乱用防止教育のスライド資料集」の使用に関する手引き（令和7年3月）

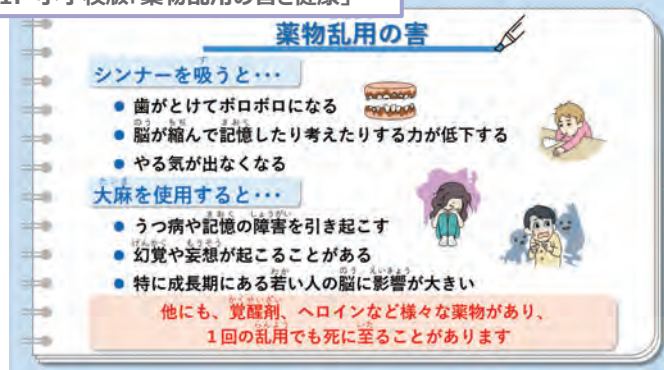
「薬物乱用防止教育のスライド資料集」の使用に関する手引き



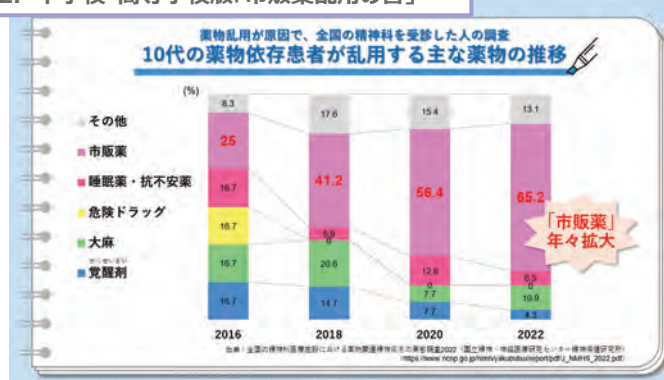
公益財団法人 日本学校保健会

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/277>

1. 小学校版「薬物乱用の害と健康」



2. 中学校・高等学校版「市販薬乱用の害」



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

学校におけるギャンブル等依存症などの予防に関する教育について

ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和7年3月21日閣議決定）
「6 学校教育における指導の充実」

【目標と具体的取組】

文部科学省は、精神疾患の一つとしてギャンブル等も含めた依存症を取り上げた学習指導要領解説に基づき、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した教師用指導参考資料及び高校生向け啓発資料の積極的・効果的な活用を促すため、協議会等で周知。

高等学校学習指導要領（平成30年3月公示）における記載例

【保健体育】〔保健〕2 内容

(1) 現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 現代社会と健康について理解を深めること。

(イ) 精神疾患の予防と回復

精神疾患の予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践するとともに、心身の不調に気付くことが重要であること。また、疾病の早期発見及び社会的な対策が必要であること。

【高等学校学習指導要領解説（抄）】

ア 知識

(イ) 精神疾患の予防と回復

② 精神疾患の特徴

精神疾患は、精神機能の基盤となる心理的、生物的、または社会的な機能の障害などが原因となり、認知、情動、行動などの不調により、精神活動が不全になった状態であることを理解できるようにする。

また、うつ病、統合失調症、不安症、摂食障害などを適宜取り上げ、誰もが罹患すること、若年で発症する疾患が多いこと、適切な対処により回復し生活の質の向上が可能であることなどを理解できるようにする。

その際、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖（しへき）行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。

教師向け指導参考資料

『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』（平成31年3月）

・目的：ギャンブル等依存症を含む依存症に関する指導を行うため。
・主な対象：高等学校等教職員

・内容

1 「依存症」とは

- ① 依存症
- ② 行動嗜癖を生み出す要因
- ③ やめられなくなる脳の仕組み
- ④ 行動嗜癖が及ぼす影響
- ⑤ 行動嗜癖の疾患としての位置付け

2 嗜癖行動について

- ① ギャンブル等
- ② ゲーム

3 行動嗜癖への対応

- ① 学校における教育
- ② 家庭との連携
- ③ 相談機関・専門医療機関の活用



子供向け啓発資料

「行動嗜癖を知っていますか？」ギャンブル等へのめり込まないために
（令和2年3月）

・目的：ギャンブル等依存症を含む依存症に関する指導を行うため。
・主な対象：高等学校生徒

・内容

1 「嗜癖」とは

- 物質依存と行動嗜癖

2 嗜癖行動について

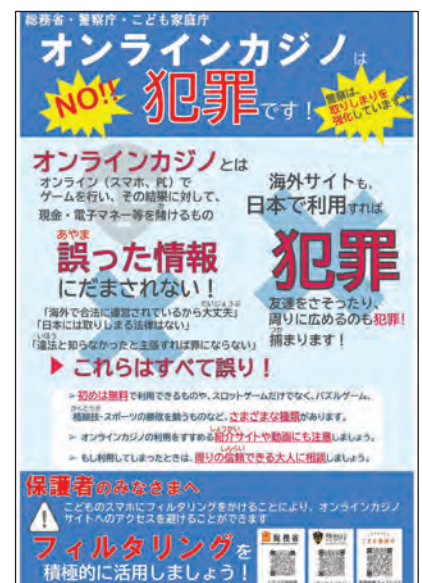
- 行動嗜癖を生み出す要因
- 行動嗜癖による様々な影響

3 ギャンブル等へのめり込むことにより問題化するプロセス

4 行動の振り返りと5年後の自分



<参考> ギャンブル等依存症・オンラインカジノに関する広報啓発資料



【消費者庁ウェブサイト】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/



【警察庁ウェブサイト】

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html>



【総務省ウェブサイト】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

5. その他



学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルについて

➤ 平時における学校においては、健康観察や換気の確保、手指衛生といった感染症対策を講じつつ、感染流行時等には、一時的に活動場面に応じた感染症対策を検討

➤ 平時から求められる感染症対策（マスクについては着用を求めないことが基本。以下の対策以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。）

健康観察	✓ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう周知・呼び掛け ✓ 児童生徒の健康状態を継続的に把握（ICT等の活用による効果的な実施。毎日の体温チェック・提出等は不要。）
換気の確保	✓ 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気 ✓ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を検討
手洗い等の手指衛生	✓ 外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導
清掃・消毒	✓ 一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つことが重要 ✓ 清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要

➤ 感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策

マスクの着用	✓ 感染流行時等には、教職員が着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられること（その場合にも、着用を強いることのないようにすること）
活動場面ごとの感染症対策 各教科等、儀式的行事等 部活動、給食、登下校 等	✓ 感染流行時等には、「感染リスクが比較的高い活動」等に当たって、活動場面に応じて、 ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること 等の対策を講じることが考えられること

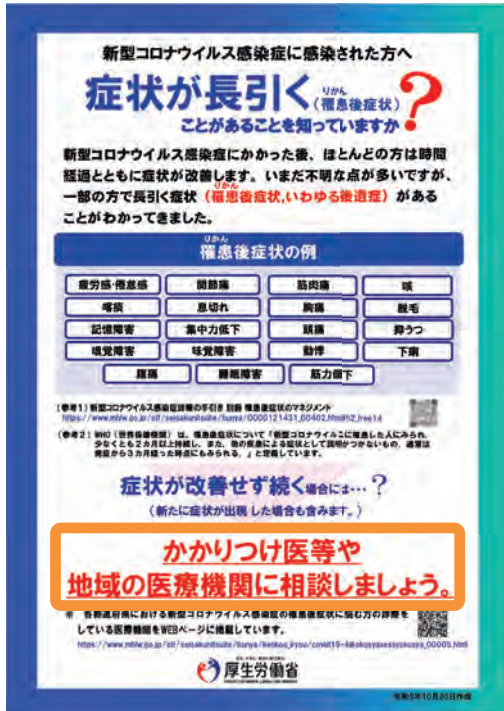
➤ 感染状況に応じて、機動的に講ずべき措置

出席停止	✓ 感染が判明した児童生徒に対しては、出席停止の措置を講じつつ、ICTの活用等により、学習の機会を確保するなど、学びの保障の観点に留意 ✓ 合理的な理由で、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことを許容
臨時休業	✓ 臨時休業の意義や条件・範囲を事前に明確にし、学びの保障の観点に留意しつつ、必要な範囲・期間で機動的に対応

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について

症状が長引くことがあることを知っていますか？

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかった後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善します。いまだ不明な点が多いですが、一部の方で長引く症状（罹患後症状、いわゆる後遺症）があることがわかってきました。症状が改善せず続く場合には、かかりつけ医等や地域の医療機関に相談しましょう。



※厚生労働省HPから抜粋

○医療機関と学校等の関係者間の連携について

【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメントp.60
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00402.html

コラム：医療機関－学校等の関係者間連携と説明

一般的に、成長期の子供は体調不良をきたすことが多く、それらの症状は、気候の変化、睡眠不足、疲労、不安、不規則な生活などの影響を受けやすいといわれている。そして、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等の感染症も症状に大きく影響する。そのため、COVID-19 流行時には、罹患後に体調不良が悪化したり長引いたりする子どもが増えたり、長期欠席による生活の乱れや罹患に伴う不安感がそれに拍車をかける可能性がある。体調不良が長引くと、子どもは「また具合が悪くなりそうで不安だ」「頑張ろうとしても頑張れない」「こんな自分はダメな人間だ」という気持ちが強くなり、それが体調不良をさらに悪化させる。そして、子どもは自身の状況をうまく周囲に伝えることができない。このような悪循環を防ぐためには、子どもの声を傾聴するとともに、医師から保護者や学校等に子どもの状態やつらさを的確に伝え、理解を促し、子どもに寄り添うことが大切である。そのためには、医療機関－学校等の関係者間の連携が必要である。

学校への情報伝達の方法として、まずは連携前に学校に説明する旨を保護者と本人に説明し、承諾を得ることが必要である。そのうえで、例えば連絡状や意見書を作成したり、担任や養護教諭や管理者等に電話で説明したりすることなどを必要に応じて検討する。

医療機関が学校等の関係者に説明する際の留意事項

- 成長期の子供はさまざまな要因により体調不良を呈することが多く、それらは感染症の罹患によって状況が悪化することもある。
- 子どもの体調不良を「気分的なもの」や「気のせい」だと決めつけず、子どものつらさを理解しようとする姿勢をもつ。
- 安静にしていれば改善するものではない場合もあり、個々の状態に配慮しながら学校生活を継続させることが大切である。具体的には、医師、保護者、学校関係者で相談のうえ、必要に応じて次のような配慮を検討する。
 - ・朝の起床が難しい場合には、遅刻して登校する。
 - ・通学の負担を軽減するために、自家用車等により送迎する。
 - ・授業への参加が難しい場合には保健室や別室でICT等を活用した学習等を行ったり、体育等の運動は見学としたりするなど、子どもの状況に応じた配慮を行う。
 - ・教室で給食を食べることが気分不良等につながる場合には、別室での食事や弁当持参、給食前の早退を検討する。
- 配慮の対応を取りやめる時期は、症状が再増悪しないよう、子どもや保護者と相談しながら、焦らず十分に時間をかけて検討する。目標を一時的に決める（1週間程度で強制的にステップアップするなど）のは子どもへの心理的負担が大きいため注意する。
- 感染後の体調不良の多くは3カ月程度で改善していくが、個人差も大きく回復に長期間を要する場合がある。

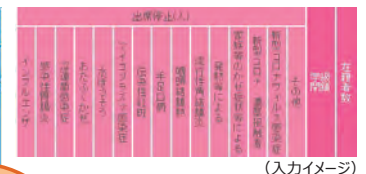
学校等欠席者・感染症情報システム

令和7年度予算額 96百万円の内訳



背景・課題

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において「**文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る**」ことが示されている。
- 日本学校保健会が運用する「**学校等欠席者・感染症情報システム**」は、感染症で欠席する児童生徒等の発生状況をリアルタイムで把握し、情報共有できる仕組みであり、**新型コロナウイルス感染症に対応するための改修も実施済**。
- **感染症情報システムの加入率を早期に向上させ、効率的な運用体制を構築することが必要**。欠席者情報の重複入力を解消し、より広く状況を把握するしくみを整備するため、**各学校の校務支援システムとの連携強化が課題**となる。



（入力イメージ）

事業内容

新型コロナウイルス感染症にも対応した学校等欠席者・感染症情報システムと各学校の統合型校務支援システムとの連携に係る本格運用を推進し、より効率的で精度の高い感染状況等の把握を実現する。

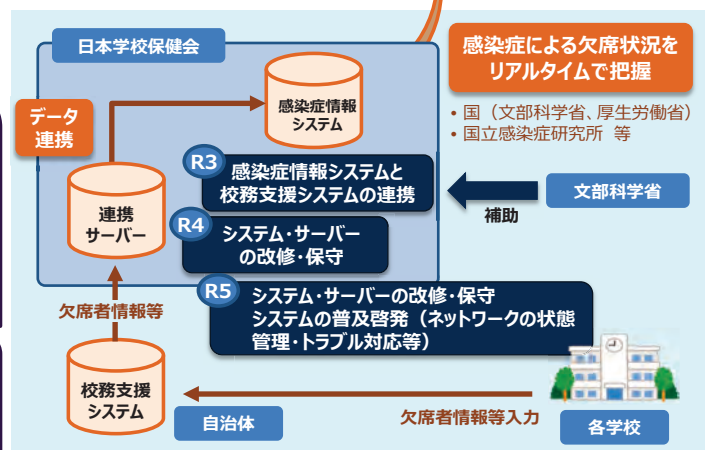
1 システム・サーバーの改修・保守

感染症情報システム・連携サーバーについて、必要な改修・保守を行う。

対象	内容
感染症情報システム	◆ 外部回線接続サービスの利用 ◆ 連携プログラムの保守
連携サーバー	◆ 感染症連携の標準仕様及び外部システムの仕様変更への対応のための改修 ◆ 連携サーバーの保守、クラウドサーバーの利用

2 普及啓発

- システム連携の普及のため、説明会を実施。
- システム連携に係る問い合わせ等に対応するための相談窓口の運営や、ネットワークの状態管理・トラブル対応を実施。



期待される効果

感染状況の効率的な情報収集により、学校における集団感染等を早期に発見・探知し、国の感染症対策に活用する。

学校における献血への理解増進に向けた取組について

「学校における献血への理解増進に向けた取組について（依頼）」

（令和7年5月16日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）別紙 4

【別紙4】

中高生向けの献血啓発動画（令和6年度厚生労働省作成）

僕たちは巡っていく

世代を超えて、献血という優しいバトンが巡り、運命の人とも巡り合うストーリーを描いています。

【概要】

事故に遭った友達のユウのために献血に行ったジョー。助かったユウはジョーの想いに感謝をします。

時が経ち、ユウは大人になったジョーが病気になったと知り、

ユウは、自分の娘のアイに献血に行ってもらいます。

ユウとアイは、ユウの恩人の想いを馳せながら献血ルームに向かいます。

さらに時が経ち、ジョーから献血の大切さを聞いていた息子のジュンは、誰かの役に立ちたいと思いから献血ルームを訪れます。

- ・フルバージョン : <https://www.youtube.com/watch?v=-S6j0ORDSEI>
- ・2分バージョン : https://www.youtube.com/watch?v=35DIeTpN_MI
- ・30秒バージョン : <https://www.youtube.com/watch?v=k7RsRsU74Fo>

・フルバージョン :

<https://www.youtube.com/watch?v=-S6j0ORDSEI>



・2分バージョン :

https://www.youtube.com/watch?v=35DIeTpN_MI



・30秒バージョン :

<https://www.youtube.com/watch?v=k7RsRsU74Fo>



33

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について（事務連絡）

（令和6年9月18日付け文部科学省）

ポイント

- 改めてこれまでの通知や事務連絡等の内容について、健康診断の実施に当たって留意すべき事項としてとりまとめた。
- 日本医師会と協力して、学校医に健康診断について説明するためのリーフレットを作成した。

1. 健康診断の時期時期及び学校医の確保について

- 健康診断の実施時期は、学校医の日程の確保が困難になるなど実施体制が整わないといった特別な場合を除き、毎学年、6月30日までにを行うものとされている。
- 学校医等の確保ができないなどのやむを得ない事情がある場合に限り、学校医等が不在の間、継続して児童生徒等の保健管理を行うために、医療機関等への委託によって学校医等の代替となる医師等を確保することも許容されることとしている。
- 学校の設置者は、必要に応じて各地域の医師会等と連携するなど、学校医の確保に努め、学校医等の確保が困難な場合は医療機関等への委託によって、健康診断を含む保健管理が滞りなく行われるよう適切に対応する。

2. 検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について

- 健康診断の検査項目は施行規則第6条第1項に規定されているが、地域や学校の実情に応じて、検査項目以外の項目を加えて実施することも可能である。
- この場合、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、保護者等の理解と同意を得て実施する。

3. 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について

- 健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方、着衣では正確な検査・診察が困難になる懸念も示されていることから、「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について（通知）」（令和6年1月22日付け文科省）を発出した。
- 各学校においては、健康診断の実施主体として、通知を改めて参照し、プライバシーや心情に配慮した対応などについて、学校医と相談し、共通理解を持った上で、児童生徒等及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧な説明を行うなど、環境整備に努める。



4. 健康診断を受けることができなかった児童生徒等への健康診断の対応について

- 健康診断は、学校生活の円滑な実施のみならず、児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、不登校等により健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対しても、健康診断を受ける機会を確保する必要がある。
- 各学校においては、当日の欠席や長期欠席など、個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応を検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前に周知するなど適切に対応する。

5. 健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導の実施について

- 思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要である。
- 「児童生徒等の月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について（事務連絡）」（令和3年12月13日付け文科省）において示しているとおり、学校の設置者又は学校においては、保健調査票等に女子の月経に伴う諸症状について記入する欄を設け、保護者にも、その記入について注意を促すなどにより、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じて産婦人科医への相談や治療につなげたりするなど適切に対応する。

6. 健康診断と学校保健計画について

- 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、健康診断に関する項目も必ず盛り込むこととされている。
- 健康診断を含む学校保健計画の実施に当たっては、「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成20年12月13日付け）に示しているとおり、学校や学校医のみならず、保護者や関係機関・関係団体等との連携協力を図っていくことが重要であり、健康診断についてもその趣旨等を保護者等の関係者に周知し共通理解を図った上で取り組む。

事務連絡URL : https://www.mext.go.jp/content/20240917-mxt_kenshoku-100000617_03.pdf

34

健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対する取組例

- 児童生徒等の健康診断は、毎学年6月30日までにすることとされているが、「疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることができなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。」とされており、各学校においては、健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対して、健康診断を受ける機会を確保する必要がある。

保護者への周知	✓ 欠席者にお便りを配布し、健康診断の受診を促す
学校医等の協力・医師会等との連携	✓ 実施日が複数ある場合は、学校で別日に受診 ✓ 医師会と協議し、学校医の医療機関で実施 ✓ 歯科医師会と協議し、かかりつけ医で実施
別会場での実施	✓ 近隣校での実施 ✓ 胸部レントゲン撮影、心臓検診の実施時期を個別対応 ✓ 胸部レントゲン撮影のみ、別の学校で受診 ✓ 身長、体重、視力、聴力は保健室で随時実施 ✓ 身長、体重測定を地域の保健センターで実施

※文部科学省調べ

35

学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱

■ アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- ・「ガイドライン」、特に「学校生活管理指導表（医師の診断）」活用の徹底

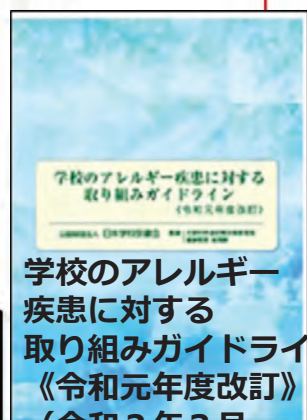
■ 日常の取組と事故予防

- ・学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組
- ・組織対応による事故予防

■ 緊急時の対応

- ・研修会・訓練等の実施
- ・体制の整備

学校生活管理指導表



アレルギー疾患の対応推進体制＜学校の役割＞

○アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

- ・校長を責任者とし、関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。
- ・校内の児童生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。
- ・取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際は、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

○緊急時対応体制の整備

- ・緊急時の対応の充実をはかるためには、事前に学校医、主治医、地域の消防機関等との体制づくりが重要である。
- ・緊急時に教職員が組織的に対応できるように、全教職員がアレルギーを理解し情報共有するとともに、実践的な訓練を定期的に行う必要がある。

学校での対応

① アレルギー対応委員会の設置

- ・具体的なアレルギー対応について、一定の方針を定める
- ・児童生徒ごとの取組プランを作成する
- ・症状の重い児童生徒に対する支援を重点化する

② 全教職員で対応

- ・特定の教職員に任せずに、組織的に対応する

③ 疾患の理解に向けての研修会・緊急時の実践的な研修の実施

- ・DVD「緊急時の対応」等を活用する



文部科学省・（公財）日本学校保健会

37

学校医の職務執行の準則

○学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）

（学校医の職務執行の準則）

第二十二條 学校医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、学校薬剤師と協力して、必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 法第八条の健康相談に従事すること。
- 四 法第九条の保健指導に従事すること。
- 五 法第十三条の健康診断に従事すること。
- 六 法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。
- 七 法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い、並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。
- 八 校長の求めにより、救急処置に従事すること。
- 九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより、法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

学校歯科医の職務執行の準則

○学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）

（学校歯科医の職務執行の準則）

第二十三条 学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 法第八条の健康相談に従事すること。
- 三 法第九条の保健指導に従事すること。
- 四 法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
- 五 法第十四条の疾病の予防処置のうち齲蝕歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。
- 六 市町村の教育委員会の求めにより、法第十一条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事すること。

39

学校薬剤師の職務執行の準則

○学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）

（学校薬剤師の職務執行の準則）

第二十四条 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 第一条の環境衛生検査に従事すること。
- 三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 四 法第八条の健康相談に従事すること。
- 五 法第九条の保健指導に従事すること。
- 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

40

6. 参考資料



本スライドに抜粋した資料なども連絡協議会の「参考資料」に掲載しています！
是非御活用ください！

目の健康に関する啓発資料



【子供の目の健康を守るための啓発資料】

https://www.mext.go.jp/content/20240730-mxt_kenshoku-000031776_11.pdf



【近視について解説した資料（A4仕様）】

https://www.mext.go.jp/content/20240828-mxt_kenshoku-000031776_01.pdf



【近視について解説した資料（A3仕様）】

https://www.mext.go.jp/content/20240828-mxt_kenshoku-000031776_02.pdf



文部科学省

43

睡眠対策（厚生労働省WEBサイトより抜粋）

厚生労働省において、健康日本21（第三次）における休養・睡眠分野の取組を推進するため、生活指導の実施者（保健師、管理栄養士、医師等）、政策立案者（健康増進部門、まちづくり部門等）、職場管理者、その他健康・医療・介護分野において良質な睡眠の確保を支援する関係者等を対象者として、睡眠に係る推奨事項や参考情報をまとめています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/suimin/index.html

普及啓発用『Pokémon Sleep』に登場するポケモンを起用したリーフレット



「健康づくりのための睡眠ガイド2023」に基づき、良質な睡眠をとるための参考となる情報を、わかりやすくまとめた「Good Sleepガイド（ぐっすりガイド）」



<https://www.mhlw.go.jp/content/001288006.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/001298243.pdf>

44